

やり直しのできる社会を！

新宿連絡会NEWS

2008.11.20

VOL. 50

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議
〒169-0075東京都新宿区高田馬場2-6-10
関ビル106号 NPO新宿気付
TEL.090-3818-3450 FAX.03-5273-6895
<http://www.tokyohomeless.com>

無告な冬 ～2008年新基本方針制定から不況の冬へ～

笠井和明

何故、ホームレス問題の解決がこんなにも長引いているのか？

そう問われる事が最近、多くなった。

そうこうしている内に、私たちが新宿の地に立ち、仲間と共に支援活動を開始してから早15年目の冬。

まるで、檻の中のハムスター同様、いつ果てるかも分からず、力任せに車輪を回している図に良く似ている。

まわせど、まわせど、である。

人生の「不幸」を積み重ねる程、生活の基盤は脆くなり、何の事もない些細な理由が決定打となり、あっと言う間に人々は路上に堕ちて来る。

こんな事になるなら踏ん張れよ、と言った所で後の祭り。一端路上に堕ちてしまえば、這い上がるのは至難の業。けれども、そこで生きていかねばならないから、もがき、苦しむ。

一見自由勝手気ままに暮らせるように思えるここ

は、地獄に最も近い天国でしかない。

そんな中、厚生労働省、国土交通省が「ホームレス自立支援法」の法制定5年後の見直し条項に基づき、「新基本方針」を決定させた。

あまり知られていないようではあるが、この国には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年8月7日法律第105号）と云う法律（10年間の時限立法）が存在している。これは、6年前になるが議員立法として全会派賛成の下成立した、ホームレス問題の解決のため国や地方自治体の責任を明記した法律である。

国は一体何をしているのか？自治体は一体何をしているのか？と、テレビのコメンテーター達は、時たまホームレス問題が話題になるとそうお決まりのようコメントするのであるが、残念ながら、国も地方自治体も、法律を遵守するのが当たり前なので、ホームレスの自立支援策と云うものを実施している。なので、この問題で何もしていないと云うのは明らかに嘘である。

問題はどのような支援策を税金を使い実施しているのかであり、そのための指針を明記したものが「基本方針」と呼ばれているもので、ある意味私たちに取っては、法律の文言よりもこちらの方が重要であったりもする。

この「基本方針」について論評するとなると専門的になりすぎて、おそらく一般の方々は訳が分からなくなってしまうのであるが、「基本方針」とは、要は実態調査の結果を踏まえた現状分析から始まり、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援することが基本である」など基本的な考え方があり、更に個別課題として、就労機会



の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保、生活上の相談、人権の擁護、地域における生活環境の改善や安全の確保、国と地方自治体の役割分担などの方針が書かれている文書である（興味のある方は厚生労働省のホームページから閲覧可能である）。

この「基本方針」が本年夏、改定されたのであるが、もちろん改定するために、全国実態調査をし直したり、民間団体も含めて議論を重ねたり、パブリックコメントを求めたりと、しっかりとした手続きを重ね改定となった。

とは云え「新基本方針」では大きな方針上の変更は加えられなかった。施策上の技術的な側面（たとえば自立支援センター設置にあたり既存施設や民間賃貸住宅の活用も検討するよう指示したりなど）での文言の改定に留まっている。

確かに法制定後、景気動向などの追い風などもあり、全国のホームレス数は概数の調査で26.6%は減少している。しかしながらそれでも全国で1万8千名が確認され、ホームレスがない自治体はないなど、未だ解決にはほど遠い。

その意味では、再度、国及び地方自治体が、更なるホームレスの自立の支援のため、当初からの方針を再度確認し直すと言う意味合いの改定であった。

この改定の評価は、政策論議をしっかりと行う支援団体の中でも、もう少し踏み込むべきであったとの意見が大勢であるが、正式な手続きを踏み、決まった事はつべこべ言っても始まらない。

今後、この「新基本方針」に基づき、国及び地方自治体が自立支援策を継続もしくは、新規の事業を実施していく事が決まった訳である。

そんな事言っただってホームレス問題は解決していないし、結局はやるやる言うて、国は何もしていないのじゃないか？と騒ぎ立てる人々もいるにはい



○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

(平成二十年七月三十一日)

(／厚生労働省／国土交通省／告示第一号)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五号）第八条第一項の規定に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を次のように定め、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成十五年厚生労働省・国土交通省告示第一号）は廃止する。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する施策の総合的な推進は、平成14年8月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）により開始された。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国又は地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成15年1月から2月までの間に実施したホームレスの実態に関する全国調査（以下「平成15年調査」という。）を踏まえ、平成15年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成15年7月厚生労働省・国土交通省告示第1号。）を策定し、また、地方公共団体においては、必要に応じて、この基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定し、ホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、平成19年1月に実施されたホームレスの実態に関する全国調査（以下「平成19年調査」という。）において、ホームレスの数については、全国で18,564人のホームレスが確認され、平成15年調査時点から6,732人減少している一方、依然として、多数のホームレスが存在していることやホームレスの数が増加している地域があることが判明した。また、ホームレスの生活実態については、食事の確保や健康面での問題を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況が見られたほか、ホームレスの高齢化、野宿生活の長期化、就労自立する意欲が低い者の割合の増加等の傾向が見られた。

本基本方針は、法の趣旨、平成19年調査で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体、関係団体に対し明示するとともに、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もって、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

全国におけるホームレスの数及び生活実態を把握するため、国は地方公共団体の協力を得て平成15年1月から2月までの間に、すべての市町村（特別区を含む。以下同じ。）

る。が、何もかも国や地方自治体の責任にしていれば気が済むと言う法律には「ホームレス自立支援法」と言うのは残念ながらなっていない。「国民の協力」と言う項目が実はあって（第7条）「国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。」となっている。

国民の協力なしに、この問題はなかなか解決など出来ないよ、と言う事である。

この法律が出来てからも、ホームレスの関連施設など建設予定があるものなら、右も左も関係なく反対運動が巻き起こる。マスコミなんか（かの国営放送でさえ）も取材のネタとしか考えておらず、国や地方自治体の足を引っ張る事しか考えていない。建設的な議論などは面倒臭がって真面目に捉えず、センセーショナルな事柄ばかりに目を奪われ、どう云う手法によって自立が可能なのかなど、本当に重要な事柄は常に後回しにされる。

まあ、どうてい「理解を深める」どころの話ではない。この国では、異質なものは「社会」が排除しているのである。

国や地方自治体が正当な事をやろうとしようとしても出来ない壁を「社会」の側が作り、それを阻ん

でいるのも、この問題解決がなかなか進まない一つの要因である。そして、その「社会」に規定され、地方自治体の中には、施策上の意欲すら失い、基本方針に定められた自立支援策そのものすら、やるうともしない所も出て来る。

日本のホームレス支援は面白い構造があって、応急援護部門は俄然民間団体が強い。行政がなかなか実施し難い部分であるからだろうが民間団体がそれなりの力を持っている。それと反対に路上からの脱却に向かう自立支援分野は行政の独壇場である。この分野の民間団体は生活保護費に依存したり、自立支援事業関連の行政の委託であったりと、純粋民間団体の独自事業として実施している所は少ないし、規模も小さい。

とりわけ東京などは、地代、家賃が驚く程高い。おいそれとアパートを無償で提供し、なんて事はまずあり得ない。空き地に民間シェルターをなんて事には決してならない。私たちよりも資金力がある宗教団体でさえそんな事していないし、出来ないのだから民間弱小団体にはまずは不可能である。ついでに言えば銀行などはボランティア活動にはお金は貸してもくれない。

当たり前の事ながら、シェルターと言えども、一定程度の居所が確保されなければ自立支援は始まらない。

そんな理由もあって、自立支援分野は（実際は民間団体が業務遂行しているにせよ）行政の協力が不可欠なのである。

その行政が上記したような理由で、施策を縮小させたり、新規事業への意欲すら失ってしまったらどうなるのか？まあ、自立支援事業と言う名の片肺飛行の開始であり、搭乗客たるおっちゃん達が犠牲者となる。

「社会」の動向はもはや絶望的ではあるが、せめてそれに対抗するだけの推進力は、とりわけ事業を主体的に実施する地方自治体にはつけてもらいたいものである。

そんな訳で、私たちは、次なる地方自治体の「新実施計画」に期待をしている。

「実施計画」とは、「新基本方針」の確定に伴い、それぞれの地方自治体はその地方の自治体の現状と実態に沿った施策を考えて自立支援施策の計画を作りなさいと、これまた「ホームレス自立支援法」で作成を定められた文書である。

東京の場合などは、東京都が来年の4月頃まで何とか作成したいと、今下調べをしていると言う所で

ある。

「基本方針」が戦略とするなら、「実施計画」は地方戦の具体的な戦術である。戦略がこころ変わるのとはどうかと思うが、戦術はそれに比べ柔軟であるべきである。

そんな事をこの夏から秋にかけて思っていたのであるが、アメリカ発の「金融不安」とやらで、この国の景気もガランゴロンと雪崩を打ち始めた。

景気とホームレスの問題はもちろん関係がある。それが全てとまでは言わないが、少なくとも「就労による自立支援」を考える場合、雇われ先が多ければ多い程有利なのは、これは誰が考えても常識である。つまり、景気の後退に伴う雇用の圧縮は、自立支援の大きな障害であり、また失業者の増大は新規で野宿に至る人々を作り出すのも、これまた経験上明らかである。

東京都の概数調査上はほとんど現われてはいないのであるが、その兆候は今年になってからあちこちで感じていた。

耐震偽造問題による建築確認の遅れは、今年の端境期を前後して建築日雇労働者の雇用に直撃した。いつもは腰道具をぶらさげて建築現場に通っていたおっちゃんが、アルミ缶の回収をしていると言うまか不思議な光景は今年の春先から目立つようになった。

また、派遣会社「グッドウィル」の業務停止は、地方などから派遣会社の寮などで生活していた人々を大量に排出したようで、流れ流れて新宿へと言う稼働年齢層のおっちゃんやにいちゃん達も暖かくなり始めてから目立つようになった。

いつもなら5月をピークに減る炊出し数も、今年は何故か減らず、逆に秋口になると5月のピーク数を超えると言う異変となった。実数で言うると350名から400名の間を5月以降平均して推移しており、



この2年間は平均を大幅に下回っていた炊出し数も3年前の数字にじょじょに近づきつつある。

更にアルミ缶の回収を都市雑業として営む者も高齢者などには多いのであるが、単価がこの秋口から急激に下がり始め、全盛期の三分の一程度にまでなり、これまたおっちゃん達の財布を直撃している。

不況時にあまり悲観的な事を書くのは気が進まないものの、今度どのように路上の世界が推移するのか、今はほとんど見当がつかないのが本音である。

しかしながら、急激な変化と言うものは経験上、路上にはあまり起こらない。ボディブローのようにじわり、じわりと効いて、いつの間にかと言うのが、この世界の推移の仕方である。

この不況に対する不安感を払拭する緩和策をどうするのか、と言うのが現状の大きなテーマ、つまり応急援護からする戦術上の課題、そしてこの冬の「難所」と凶らずもなってしまった。

先に記した通り応急援護は行政の苦手分野である。自立支援からする現在議論されている課題とも位相を異にする。

そうなると、「おおい、全て民間任せかよ」と嘆きたくもなる。

一緒に心中しようねと、東京都に厳冬期宿泊の拡大を求める要望なども出しているが、残念ながら「悪魔の囁き」には乗ってくれそうもない。

これはもはや、腹をくくるしかないようである。

旧来の（お馴染みの）仲間達は長期化しているとは言え生活力は未だあるだろう。健康相談等での



チェックは日常的に出来ているし、緊急時に対応できる関係性もまたある。

心配なのは、新規に流入して来た仲間達である。越冬できる状態なのか否か、これは、把握がなかなか難しい。

経験上、路上で亡くなったりする確立が高いのが、どこからか流れて来て、利用可能ないろいろな情報も知らず、仲間も顔見知り程度にしか作れず、かつ病気なのに我慢し続けて、と言う仲間である。その中に高齢者が含まれていると尚更危険性は高まる。

既にその兆候はあり、結構重篤な仲間が幸い健康相談などに訪れ、即入院などもしている。感覚的にも重篤な仲間の数は多いのである。

新規の事業が大規模に出来る程、私たちは大きな団体でもない（それでも小規模ながらの取り組みはしているが）ので、これまでの14回もの越冬で知り得たの知恵と経験を生かすのみである。さながら職人のようではあるが、伊達に長い事やっている訳ではなく、経験と勘と云うのは意外と侮れない。一般社会では「大惨事」でもない限り何の役にも立たない経験が、路上では生かされる。まさにこの冬はいつも「大惨事の地獄」なのである。

そんな中でも、今年は稀に見る特異な冬であるかも知れない。

まあ、このように民間団体は安心したり、七転八倒しながら冬を迎える。そこに何人の仲間がいようと、それに合わせて活動をするだけである。考えるのは後回しである。

もちろん、このような不況期に突入すれば、応急援護分野だけでなく、自立支援の分野にもその影響は始まる。

まずはキャパシティの問題。現在の自立支援事業でさえ、東京の場合は施設不足の呈を示している。自立の意欲がまんまんとある者でさえ、すぐには入れないのが、今年の東京の自立支援事業の姿である。今年の春から再入所が可能になると言う制度上の変更があったのであるが、それが問題なのではなく、初めての人でも、失敗した人でも再びチャレンジ出来ると言う理想の仕組みにして初めてその需要の高さが再認識されたとも言える。

それはそうである。景気が悪化してくればくる程、人々は焦る。一日でも早く安定した仕事に就きたいと言う意欲、危機感が大きくなる。就労支援に関してハローワークの枠組みの中でしっかりと実績を作ってきた自立支援事業に期待をするのも、これまた当然である。

普通の役人であれば、今の時期、そしてこれからの不況期にこの機能を更に強化し、より多くの人々に利用してもらいたいと願うのは当然であろう。

就労意欲と云うのは、一端萎えてしまったらそこから回復は至難の業である。これもまた自立支援の経験則の中から知っている筈である。

施設的なキャパが足りなければ、それこそ「新基本方針」にあるよう、民間賃貸住宅などを一定規模確保し、就労意欲がある内に、その需要に応えるのも必要であろう。

シェルターなどは自立支援分野からすると微妙な施策で、行政では手が出難いと云う判断はあったとしても、「ホームレス自立支援法」が定める自立支援センターは、まさに行政が率先して実施し、不足しているなら様々な手段を講じて拡大させていくのは普通の考えだと思うのである。

これは東京都のこれまでの考えからすれば、戦術転換である。が、先にも述べたよう、戦術は状況に合わせて変えるべきである。

東京都の概数調査ではホームレス数は減っているが、減っている中でも自立支援事業のキャパ不足が続いている事を直視すれば「言われるまでもなく」そう云う考えになると思うのであるが、そうはならない摩訶不思議な世界、一言で言えば行政に臨機応

変さに欠けるのが、この問題解決を長引かせている、もう一つの理由でもある。

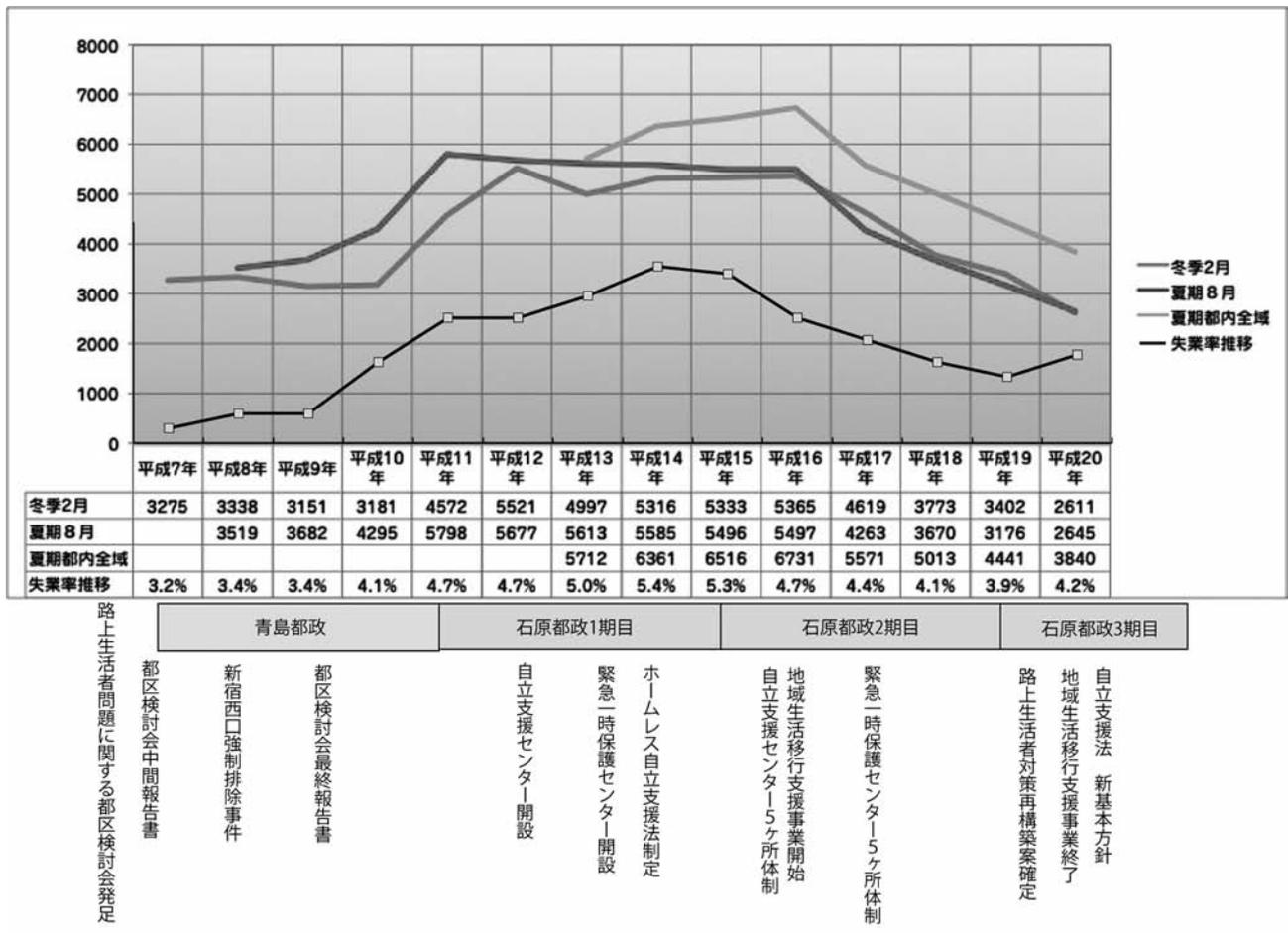
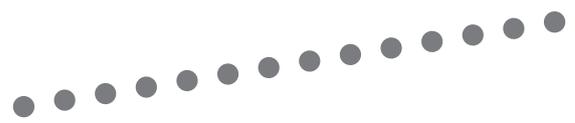
支援する側にも、もちろん問題はある。意味のない対立を煽ったり、机上の論理を振りかざしたりとおっちゃん達を自己実現の対象にしかしていない支援者がこれまた多すぎる。

身内の恥を晒すようで、多くは語りたくはないが、これまたこの問題解決を長引かせている一つの要因である。

「不幸」の果てには、新たな「不幸」しかないのかと気が滅入りながらも、まわせよ、まわせ、ひたすら車輪を、血の滲む両足で蹴り続ける事しか私たちには出来ない。

路上の果てを私はいつか垣間見たいのだが。

(了)





第14回新宿夏まつり 雨天決行

8月15日～16日新宿中央公園にて夏の恒例行事、14回目となる新宿夏まつりが行われました。14日の前夜祭は350名近い仲間が集まり、この1年に亡くなった仲間の追悼会を中心に催されました。しかし翌15日は生憎の雨天。それでも正午から夕食時にかけて500名程が集まり、時折の強い雨に傘をさしながら、ほとんどの行事を断行。仮設テントの中でのコンサートまでも決行してもらい、ずぶ濡れの中でもおおいに楽しみました。



全国ネット新基本方針下の 新たな施策を提言

8月25日、連絡会も加盟しているホームレス支援全国ネットワークは厚生労働省、国土交通省と今後のホームレス対策について具体的な話し合いを行いました。就労問題、生活保護問題、住宅問題など多岐に亘るテーマごとに具体案を作り、新基本方針の中で、全国の野宿の仲間の声が生かされるような施策の実施を要望しました。

炊出し、シャワーサービス、稲刈りなど秋の取組み継続してます。

この秋も連絡会は毎週日曜日の炊出し、月曜日の福祉付き添い行動、週2回のパトロール、毎月実施している医療相談会など日常活動を休む事なく実施してきました。また、週2回実施しているシャワーサービスを継続しながら、景気の悪化に伴い、就労相談も新たに開始しております。

NPO新宿と共同で実施している長野の就農支援事業も、今年も10月14日に稲刈りが終了。現在リンゴの収穫に入っています。

また11月3日には共同墓地の開眼供養をするなど、多角的な活動を関連団体、支援者と共に実施しています。

厳冬期施策の充実を！都庁に要望

10月8日、東京都福祉保健局に今年の冬の厳冬期対策を十分に実施するよう要望書を提出しました。新規で流動してくる仲間がこの不況の中で多くなる中、せめて冬場でも手厚い対策を実施していくのが必要であると訴え、例年行っている厳冬期の無料宿泊事業の拡充、現行の自立支援事業の強化を要望しました。



大量の衣類の寄付 ありがとうございます。

クロワッサン誌の「世の中に役立てながら、モノ減らし」のコーナーに取り上げられた(9/25号)こともあり、連日のように全国各地から中古衣類が集まっています。山のように集まった衣類は一週間事務所で保管し、毎週日曜日の炊出し時に整理しながら提供をしています。荷物の保管や洗濯がなかなか出来ない路上の仲間にとって衣類の確保は至難の業。とりわけ衣替えの時期は大変困っていました。炊出し団体は数多くあっても、衣類を大量に提供してくれる団体は少ない。そんな中、連絡会が衣類提供をこの秋から冬にかけて応急援護事業としてしっかりと位置づけ、毎週きまっ

て提供している事で多くの仲間から感謝の声を頂いています。
 お金の寄付だけが支援ではありません。筆筒の中で使われていない衣類を送って下さるだけで、多くの路上の仲間は助かります。
 引き続き衣類提供を強化していきたいと考えています。



ボランティア募集中!

新宿炊出し (準備・片付け)
 毎週日曜 午後6時より7時半
 ところ 新宿中央公園ポケットパーク

池袋炊出し (準備・片付け)
 第2、第4土曜 午後3時より5時
 ところ 南池袋公園

医療相談会(越冬期は変則になります)

第2日曜 午後7時より8時半
 ところ 新宿中央公園ポケットパーク

第2日曜 午前10時より正午
 ところ 戸山公園

パトロール (夜回り)

新宿駅周辺 毎日曜 午後7時半～
 戸山公園 毎水曜 午後6時～

*お問い合わせ先

090-3818-3450

(笠井) もしくは、
 メール

shinjuku@tokyohomeless.com

新宿連絡会

2008年7月～2008年10月
 会計報告

今期も物品カンパ、現金カンパ誠にありがとうございました。

取入)		支出)	
炊出部門寄付	76,000	炊出し事業費	317,837
活動部門寄付	5,000	夏まつり事業費	579,144
夏祭り部門寄付	118,055	池袋支援費	40,000
その他寄付	1,529,975	教宣活動費	57,622
借入金(繰越債務)	942,661	教務用品費	12,845
		旅費	35,250
		通信費	51,410
		消耗品費	22,003
		車両費	48,963
		事務所費	800,000
		支払手数料	8,544
		諸雑費	0
		返済金	698,073
合計)	2,671,691	合計)	2,671,691

引き続き現金カンパを宜しくお願い致します。新宿連絡会は人件費部分はすべてボランティアで賄っておりますが、活動を維持するための固定費、事業費が毎月約40万ほど入用になっています。行政等からの補助金ゼロ。すべて民間(個人、企業)からの寄付で活動をしています。

2008~2009

守れ!いのち!

無告な冬

第15次新宿越年越冬

2008年12月28日(日)~2009年1月5日(月)
新宿中央公園~水の広場

炊き出し準備 連日11時集合。炊き出し連日正午昼飯、午後7時晩飯配食。

医療テント24時間体制。連日夜間パトロール、深夜、昼間も有り。夜は頑張れ越冬コンサート、新春映画祭など。31日は年末大イベント、年明けは新春餅つき大会など仲間を励ます企画が今年も盛りだくさん。都合のつく時間に是非中央公園に!



●越冬カンパ 振込は、郵便振替口座00160-6-190947「新宿連絡会」まで。

オンラインカンパは、<http://www.gambanpo.net/>「ガンバNPO」(登録NPOを探すをクリックし新宿連絡会を見つけ、そこから寄付ご協力をお願いに入ってください。) からだとジャパンネット銀行、クレジットカードで寄付が可能です。

●郵便物及びカンパ物品送付先は以下の住所をお願いします●

★郵便物及び衣類、毛布、ホカロン、医薬品、米などのカンパ物品は

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-6-10関ビル106号 新宿連絡会 宛て

(平日9時~5時で受取が可能です) をお願いします。